



## 使用条件

お客様による Subscription の購入は、以下に規定される条件(「本契約」という)に従うものとし、お客様が購入する今回および今後のすべての Subscription も、第 8.9 条の条項を遵守した上で、以下に規定される条件に従うものとします。

### 1. 定義

以下の定義は、お客様の Subscription の条件に適用されます。

**本付属製品:**オートデスクがお客様に対し、Autodesk Subscription の一部として随時提供する製品(本エクステンションまたは本リリース以外)をいいます。

**本付属サービス:**お客様の国での Autodesk Subscription の一部としてお客様に随時提供される可能性のあるすべてのサービスまたは恩恵(該当する本エクステンション、本リリース、本付属製品または本サポートの提供以外)をいいます。本付属サービスの詳細は、添付書類 B および/またはオートデスクが随時発行および/または変更する Autodesk Subscription センター(<http://www.autodesk.co.jp/subscriptionlogin>) (またはオートデスクの同様の発行物)に詳細が記載されます。オートデスクは、お客様に事前に通知することなく、Autodesk Subscription に対する本付属サービスを独自の判断により追加または削除し、また本付属サービスを英語でのみ使用可能にする権利を有します。一部の本付属サービスは、お客様の本ソフトウェア製品では利用できない場合があります。

**オートデスク:**お客様の Subscription 購入先である、会社としてのオートデスクをいいます。または、お客様の Subscription の購入先であるリセラーと取引を行っている、会社としてのオートデスクをいいます。

**オートデスクソフトウェア使用許諾契約:**本ソフトウェアプログラムの各コピーに含まれる Autodesk Inc. の標準的なエンドユーザー使用許諾契約で、お客様に本ソフトウェアプログラムの使用权を許諾するものです。

**Autodesk Subscription:**お客様が Subscription を購入する場合に根拠となるオートデスクプログラムおよび規則をいいます。

**Autodesk Subscription センター:**Autodesk Subscription のためにオートデスクが指定する Web サイトをいいます。

**営業日:**土曜、日曜およびオートデスクが休日とみなす日を除く日をいいます。

**カスタマー・インフォメーション・フォーム:**Subscription の購入に必要な情報を提供するために、お客様が記入し、リセラーを通してオートデスクに提出する書式をいいます。

**発効日:**第 6.1 条で規定する日付をいいます。

**本エクステンション:**本ソフトウェアプログラムを補足および強化する修正、追加機能、または Autodesk Subscription 情報を組み込んだ本ソフトウェアプログラムへの追加モジュールの使用权をいいます。

**本リリース:**本ソフトウェアプログラムのコマーシャル版の使用权をいいます。本ソフトウェアプログラムには、本ソフトウェアプログラムの前バージョン以降にオートデスクにより提供された、本ソフトウェアプログラムに関連するすべての本エクステンションが組み込まれており、本ソフトウェアプログラムの前バージョンの機能を強化または改善します。また、オートデスクは、通常、本リリースに対し料金を課すものとします。本リリースには、本ソフトウェアプログラムとともにオートデスクが通常提供するドキュメントも含まれます。本リリースには、以下の事項はふくまれません。(a) 本エクステンション、または (b) 本ソフトウェアプログラムの直接の後継版ではない別製品として、将来発売されるオートデスク・コンピュータプログラム。

**リセラー:**特定の本ソフトウェアプログラム用の Subscription を販売することを、Autodesk が認めた個人または会社をいいます。

**本ソフトウェアプログラム:**お客様が Autodesk Inc. により使用権を許諾され、その Subscription を購入した Autodesk Inc.のコンピュータプログラムをいいます。この定義においては、オートデスクのプログラムが製品シリーズ、製品バンドル、または製品ファミリーの一部として提供されている場合は、本ソフトウェアプログラムとは、こうしたシリーズ、バンドル、またはファミリーに含まれるそれぞれのコンピュータプログラムを指すものとします。

**Subscription:**本期間中、Autodesk Subscription に基づいてオートデスクにより提供される本エクステンション、本リリース、本付属製品、本付属サービス、本サポートを取得する権利をいいます。

**Subscription 費:**お客様が Subscription に対して支払う料金をいいます。

**本サポート:**お客様が購入した Subscription に対応する添付書類 A に詳細が記載されたサポートをいいます。

**本期間:**第 6.1 で規定する期間(最初の期間と更新期間)をいいます。

**ユーザ:**本サポートにおいてリクエストを提出し、リクエストに対する回答を受け取るお客様の第一の代表者としてお客様が指定した契約管理者、および登録プロセスを介してこの契約管理者とオートデスクによってお客様の Subscription アカウントに追加された個人をいいます。オートデスクは、サポートリクエストを提出し、本付属サービスにアクセスし、提供される Autodesk Subscription センター にアクセスするユーザの数を制限する権利を保持しますが、ユーザの数を 0 に減らすことはできません。すべてのユーザが本契約の該当する条項に拘束されることをお客様は承諾し、これに同意するものとします。

**お客様:**Subscription を購入する個人または法人をいいます。

## 2. 許可

### 2.1 Subscription の許可

オートデスクは、お客様のカスタマー・インフォメーション・フォームまたはオートデスクの注文確認書に記載されたそれぞれの本ソフトウェアプログラムに対する 1 件の Subscription を本期間に限ってお客様に許可します。お客様による本エクステンション、本リリースおよび本付属製品の使用は、これらに含まれるオートデスクソフトウェア使用許諾契約の条件に従うものとし、オートデスクソフトウェア使用許諾契約がない場合は、本エクステンション、本リリースまたは本付属製品に関連する本ソフトウェアプログラムに付属のオートデスクソフトウェア使用許諾契約の条件に従うものとします。お客様は、本ソフトウェアプログラムの先行版を交換または補足するためだけに、本エクステンションまたは本リリースを使用することができます。オートデスクの事前の書面による同意がなければ、誰に対しても、本ソフトウェアプログラム、本エクステンション、本リリース、本付属製品または本付属サービスを配布、賃貸、貸与、販売、サブライセンス、譲渡または売買することはできません。ネットワークバージョンの一部としてお客様にライセンスを許諾された本ソフトウェアプログラムの Subscription の購入をお客様が希望する場合は、そのネットワークバージョンに含まれる各ライセンスに対して Subscription を購入するものとします。Subscription を購入するには、お客様は、その Subscription に関連する本ソフトウェアプログラムの最新バージョンの所有者として、オートデスクに登録されていなければなりません。

#### 2.2.1 本サポートの許可

2.2.1 オートデスクは、本ソフトウェアプログラム、および本ソフトウェアプログラムに関連する本エクステンションと本リリース(総称して「本ソフトウェア」という)に関する本サポートを、お客様のユーザのみを介してお客様に提供します。本サポートの提供は、ここに記載された条件のみに規定されます。オートデスクの書面による事前の同意なく、本サポートを譲渡または売買したり、本サポートを使用して第三者にサポートを提供したりすることはできません。

2.2.2 オートデスクは、以下に対してのみ本サポートを提供する責任があります。(a) 本ソフトウェアプログラムの最新のリリース、(b) こうした本リリースに対する本エクステンション、および (c) 本ソフトウェアの直前の本リリース。お客様の所在地がブラジルの場合は、ブラジル・ソフトウェア法にいう本ソフトウェアプログラムの技術有効期間とは、こうした本ソフトウェアプログラムのその時点での最新版のリリース日から、オートデスクが本ソフトウェアプログラムの最新版を商業的に入手可能な状態にしてから 6ヶ月後までの期間を指します。

2.2.3 オートデスクは、以下のような場合には本サポートを提供する義務はありません。(a) 本ソフトウェアがインストールされたコンピュータをそのコンピュータの製造元が定める環境条件以外で操作した場合、(b) オートデスクが定めるオペレーティングシステムソフトウェアのバージョン以外で本ソフトウェアを操作した場合、(c) 本ソフトウェアをインストールまたは使用

するコンピュータをそのコンピュータの製造元が定めた基準に沿って保守しなかった場合、(d) 本ソフトウェアの使用と操作に関してお客様の社員やスタッフに十分なトレーニングを施していなかった場合、(e) オートデスク以外が本ソフトウェアを点検、保守または修正した場合、(f) お客様のコンピュータハードウェアが、本ソフトウェアの使用に関してオートデスクの定める最小要件を満たしていなかった場合。

2.2.4 お客様は、(a) お客様のユーザがここに記載された条件に従って本サポートのリクエストを提出することを保証し、(b) お客様がサポートを要求する本ソフトウェアプログラムのライセンスに対する Subscription を常に保守しなければなりません。

### 2.3 本付属サービス

オートデスクは、ここに記載された条件、および本付属サービスの種類ごとに適用される補足条件や顧客の義務に準拠し、またこれらに従って、本付属サービスをお客様に提供することがあります。お客様が本付属サービスにアクセスしたり、これらを使用したりする前に、お客様は該当する補足条件と顧客の義務を受け入れる必要があります。特定の本付属サービスに該当する補足条件を受け入れない場合、オートデスクはこうした本付属サービスをお客様に提供する義務はありません。

**お客様の Subscription の本期間中に、オートデスクは本エクステンション、本リリース、本付属製品または本付属サービスを提供することを保証せず、またお客様は本エクステンション、本リリース、本付属製品または本付属サービスを一切受け取らない可能性があることを認めるものとします。**

### 2.4 前バージョンの使用

2.4.1 Subscription における本ソフトウェアプログラム、またはお客様に提供された本リリースまたは本エクステンションに付属のオートデスクソフトウェア使用許諾契約の条件に関わらず、更新期間(下の第 6.1 条で定義)を含むお客様の Subscription の本期間中は、お客様が以前のバージョンを使用するための有効なライセンスを購入して保持し、こうした以前のバージョンを有効に所有し(「前バージョン」という)、また以下の条件が満たされる場合に限り、ライセンスを受けた本ソフトウェアプログラムの以前のバージョンをお客様のコンピュータにインストールして使用を続行することができます。(i) この第 2.4 条の修正に基づき、該当するオートデスクソフトウェア使用許諾契約の条件に従って前バージョンを使用すること、(ii) 以下の 2.4.5 項に基づき、使用してインストールできる前バージョンのライセンス数が Subscription に基づいて保持する本ソフトウェアプログラムのライセンスの総数を超えないこと、(iii) 本ソフトウェアプログラム、および本ソフトウェアプログラムのすべての前バージョンを同じコンピュータにインストールすること、(iv) 本ソフトウェアプログラムと本ソフトウェアプログラムの前バージョンを同時に使用しないこと、(v) 全ての本ソフトウェアプログラムと一緒に同じコンピュータに転送しない場合は、前バージョンまたはその一部を他のコンピュータに転送しないこと。(vi) 前バージョンに関して本契約に定められている以外のサポートを提供する義務がオートデスクにはなく、こうした義務が即座に終了する可能性があることをお客様が認め、これに同意すること。また、本ソフトウェアプログラムがネットワークバージョンの場合は、本ソフトウェアプログラムの任意のバージョンを同時に使用する最大ユーザ数が、Subscription に基づいてお客様にライセンスされた本ソフトウェアプログラムのライセンスの最大数を超えない限り、ユーザは本ソフトウェアプログラムまたは前バージョンの使用を継続することができます。

2.4.2 オートデスクは、本契約の条項に準拠してお客様が本ソフトウェアプログラムのすべてまたは任意のバージョンを使用していることを確認するため、(妥当な通知を行った上で)お客様のオフィスまたは電子的な手段を用いて監査を行う権利を保持します。監査によって本契約の違反が発覚した場合は、オートデスクは本契約を終了し、損害、訴訟費用、監査の費用を含むすべての費用を回収する権利を保持します。

2.4.3 本ソフトウェアプログラムが「クロスグレード」と称されている場合は、前の 2 つの項(2.4.1 と 2.4.2)は適用されません。お客様は、ハードディスクドライブに保存されたコピーを含め、前バージョンのすべてのコピーを破棄し、オートデスクからの要求に応じて、本ソフトウェアプログラムを取得してから 60 日以内にオートデスクまたはリセラーにすべてのドキュメントを返却する必要があります。オートデスクは、前バージョンが破棄されたことを示す十分な証拠を提示すること、および/または上記の 2.4.2 項で定められている監査を行うことをお客様に要求する権利を保持します。

2.4.4 お客様にライセンスされた本ソフトウェアプログラムに関連して、オートデスクが本ソフトウェアプログラムを補足または拡張する追加ソフトウェアを提供した場合は、この追加ソフトウェアは、その配布時に特に指定がない限り、本契約の条件に準拠します。

2.4.5 本契約には、オートデスクが前バージョンを含む本ソフトウェアプログラムを含むメディアまたは関連マニュアルを提供すること、または追加のオーソライゼーションコード、ハードウェアロック、またはソフトウェアロックを発行することを義務付けられる条項は一切含まれません。また、オートデスクは、オーソライゼーションコード、ハードウェアロック、またはソフトウェアロックの発行または再発行に関する費用を請求する権利を保持します。本ソフトウェアプログラムの前バージョンの開発や販売をオートデスクが中止した場合、i) 開発または販売が中止された前バージョンをお客様が使用またはインストールするために、オートデスクがオーソライゼーションコード、ハードウェアロック、またはソフトウェアロックを発行する義務がないこと、ii) こうした前バージョンに関する権利によって、オートデスクが開発または販売を中止した本ソフトウェアプログラムの前バージョンの追加ライセンス(お客様がすでに保持したり、正当に取得したりしたライセンス以外のライセンス)をお客様が使用またはインストールできるわけではないことを、お客様は認め、これに同意するものとします。

### 3. 購入、更新

**3.1 購入** Subscription を購入する場合、オートデスクはお客様に対し、Autodesk Subscription センター 上の Autodesk Subscription 情報およびサポートへのアクセス方法を提供します。お客様は、Autodesk Subscription センターでカバレッジレポートを参照することにより、購入した Subscription に含まれる本ソフトウェアプログラムを確認することができます。

**3.2 更新** Subscription の期限が切れる前に、Subscription の一部またはすべてに関して、一定の追加期間(「本更新期間」という)に対する更新をリセラーまたはオートデスクから購入することができます。オートデスクによる別段の同意がない限り、本期間の期限が切れる前に Subscription の更新を購入しない場合、お客様の Subscription は自動的に終了し、Subscription の更新はできません。オートデスクによる別段の同意がない限り、期限の切れた Subscription を回復したい場合は、その時点において最新のリリースならびにリリース用の Subscription の両方を購入する必要があります。Autodesk Subscription センター(またはオートデスクが指定する後継サイトまたはその他のサイト)のカバレッジレポートを表示して、Subscription を更新した本ソフトウェアプログラムを確認することができます。

### 4. Autodesk Subscription – 追加

追加の本ソフトウェアプログラム用に購入した Subscription は、お客様の Subscription または Subscription 更新の本発効日(以下で定義)と同期するように、月割り計算でお客様の Autodesk Subscription アカウントに加えられ、余った日にはオートデスクの判断により近い月に切り捨てまたは切り上げされます。

### 5. 引渡し

本エクステンション、本リリースまたは本付属製品は、オートデスクの裁量により、(a) カスタマー・インフォメーション・フォームに記載された住所宛てに、オートデスクのフルフィルメント施設からCPT(輸送費込み渡し)にてお客様に送付(カスタマー・インフォメーション・フォームまたは住所が提供されていない場合は、オートデスクが知る住所宛てに送付)、(b) オートデスクが認定する第三者からお客様に送付、または(c) Autodesk Subscription センター からダウンロード、のいずれかの方法で引き渡されます。本エクステンション、本リリースまたは本付属製品の入手可能性および引渡し方法について、オートデスクはお客様に通知します。オートデスクがお客様に対して出荷する場合、上記通知から 30 日以内の引渡しを行うために、商業上合理的な努力を図ります。ただし、引渡しの遅れや間違った住所への出荷のために、お客様が被った損害や費用については責任を負いません。

### 6. 期間および解除

**6.1 本発効日、本期間** お客様の Subscription の最初の期間の発効日(「本発効日」という)は、(a) Subscription をオートデスクから直接購入した場合はオートデスクがお客様の注文に対して請求書を発行した日、または(b) お客様が Subscription をリセラーから購入した場合は、お客様の購入確認書をオートデスク認定チャネルパートナーからオートデスクが受け取った日となります。Subscription の本更新期間は、本発効日と同じ月日に始まるものとします。お客様の Subscription の最初の本期間は、お客様が指定、選択および購入した期間の長さによって、本発効日から 1 年、2 年または 3 年継続します。お客様の Subscription の本更新期間は、お客様が選択および購入した本更新期間の長さによって、最初の本期間が終了した直後または前回の本更新期間が終了した直後(場合による)の本発効日と同じ月日から、1 年、2 年または 3 年継続します。オートデスクは、本発効日または該当する本発効日と同じ月日から48 時間以内にお客様による購入を確認するよう努力します。

**6.2** オートデスクまたはお客様のいずれかがここに記載された条件に規定された義務を履行せず、過失のない当事者からの書面による通知後 30 日間を経過してもかかる不履行が継続する場合は、オートデスクおよびお客様は直ちに Subscription を解除することができます。

**6.3** お客様が Subscription または更新の支払いを条件に従ってオートデスクまたはリセラー(場合による)に対して行わない場合は、オートデスクはお客様の Subscription を一時停止または解除することができます。オートデスクはお客様の Subscription を便宜上いつでも解除できるものとします。この場合は、現在の期間の未終了分に相当する Subscription 費の一部をお客様に払い戻すものとします。

## **7. 責任の制限、無保証**

お客様の Subscription の期間中、本エクステンション、本リリース、本付属製品、本付属サービスまたは本サポートを製造できなかったこと、またはこれらを商業的に入手可能な状況にできなかったことから発生する損害について、オートデスクは責任を負いません。代替の商品またはサービスの調達の費用に関して、オートデスクは責任を負いません。間接的、付随的、派生的または特別な損害または逸失利益、使用機会の喪失、データの喪失に関して、オートデスクは責任を負いません。原因を問わず、お客様の Subscription から、またはお客様の Subscription に関連して発生したすべての申し立て、法的措置または訴訟から生じたすべての費用、損失または損害に対するオートデスクの累積的かつ集団的な全責任は、お客様の直接的な損害に限定されるものとし、申し立ての原因となった Subscription に対してお客様が支払った Subscription 費を超えることはありません。これらの制限は、オートデスクがこうした損害の発生の可能性を知らされていた場合にも適用されます。お客様は、このリスクの配分が Subscription 費に反映されており、この項に規定された制限が当事者間の合意の基本的な要素であることを認識しているものとします。

本エクステンション、本リリースまたは付属製品の紛失、盗難から発生する一切の義務または責任をオートデスクは負わないものとします。紛失または盗難から本エクステンション、本リリースおよび付属製品を保護し、保険またはその他の適切な手段によってお客様の投資を守ることに関しては、お客様のみが責任を持つものとします。

オートデスクの過失により死亡または人的な傷害が発生した場合、オートデスクのお客様に対する責任を制限する内容は、ここに記載された条件には一切含まれません。これらの制限は、該当するオートデスクソフトウェア使用許諾契約書に記載された責任の制限に追加されるものであり、記載された責任の制限に取って代わるものではありません。

該当するオートデスクソフトウェア使用許諾契約に規定されている場合を除き、法律が許可する最大範囲まで、オートデスクは一切の本エクステンション、本リリース、本付属製品、本付属サービスまたは本サポートに関し、法的に明示的か黙示的かを問わず、法律、取引の過程または商慣習によらず、商品性と特定目的への適合性の黙示の保証または条件を含むけれどもこれらだけに限定されない、一切の種類の保証、表明または条件設定を行いません。オートデスクは特に以下を保証しないことを明記します。(A) 本サポートによって、本ソフトウェアの操作にエラーと中断がないことが約束されること、(B) エラーが修正されること、(C) オートデスクがユーザによるすべてのサポートリクエストを解決すること、(D) サポートリクエストに対してオートデスクが提案した解決方法がお客様の期待や要件に沿うものであること。ここに記載された条件には、除外、制限または修正できない法律が含意する保証または条件の効果を制限するものは一切含まれていません。

## **8. 一般条項**

**8.1 準拠法** ここに記載された条件に基づく当事者の権利と義務は、以下の法律に準拠します。(a) Subscription をカナダ、メキシコまたはアメリカ合衆国で購入した場合は、カリフォルニア州(抵触法に関する規則を除く)とアメリカ合衆国の法律に従って、当事者はマリン郡のカリフォルニア州上級裁判所またはサンフランシスコのカリフォルニア北部地区アメリカ合衆国地方裁判所の排他的な対人裁判権に従い、これらの裁判所を裁判地とすることに同意するものとします。(b) Subscription を上記以外の国で購入した場合は、オートデスクが会社を登記した国の法律に準拠するものとし、お客様はここに記載された条件から発生したすべての紛争の裁定についてその国の裁判所の権限に従うものとします。

Subscription を購入した場所に関わらず、(a) 該当する法律が許可する場合は、お客様のカスタマー・インフォメーション・フォームに記載された住所(カスタマー・インフォメーション・フォームまたは住所が提供されていない場合は、オートデスクが知る住所)に書留郵便を送付することによって、お客様に対する令状の送達が行われたとみなされることに同意するものとし、(b) 上記の規定に関わらず、お客様の Subscription やここに記載された条件に関連して発生した紛争を裁判所に提訴する前に、オートデスクとお客様はかかる紛争に関して和解を試みるものとします。

**8.2 不可抗力** 天変地異、納入業者の遅滞またはオートデスクの合理的な支配を超えるその他の場合による履行遅滞または不履行から起こる損失、損害、罰則について、オートデスクは責任を負いません。

**8.3 譲渡、修正、放棄** お客様は、オートデスクの事前の書面による同意なく、ここに記載された条件に基づく権利またはライセンスを譲渡したり、義務を委譲したりすることはできません。オートデスクは、本契約の下でのオートデスクの権利または義務を譲渡または委託することができます。両当事者の書面による合意なしに、ここに記載された条件の修正または権利の放棄は有効とはなりません。ある違反または不履行について権利を行使しないことが、ここに記載された条件に基づくその他の権利またはその後の違反について権利を行使することを放棄したものとみなされることはありません。

**8.4 アメリカ合衆国輸出規制** アメリカ合衆国法は、(a) キューバ、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、スーダンおよびシリアまたはその他の通商を停止または制限された国、(b) アメリカ合衆国政府からライセンスが必要とされる目的地（ライセンスを取得していない場合）、(c) 取引禁止命令、法人リストまたは特別指定者リストに記載された団体または人物に対し、本エクステンション、本リリース、本付属製品、本付属サービス、技術データ、本サポートを出荷、輸出または再輸出することを禁止または規制します。Subscription を購入することによって、お客様は、キューバ市民、通商が禁止された国の居住者、取引禁止命令、法人リストまたは特別指定者リストに記載された団体または人物、こうした拒否リストに記載された組織の代表者または社員のいずれにも該当しないことを保証するものとします。

**8.5 完全なる合意、分離** ここに明示的に規定されていない限り、ここに記載された条件およびここで言及されたドキュメントは、Subscription に関する両当事者間の完全なる合意を構成し、事前または同時期の合意、議論または理解を吸収し、これらに優先するものとします。本契約の条件とオートデスクソフトウェア使用許諾契約の条件に矛盾がある場合は、本契約の条項が適用されます。オートデスク補足条件と本契約の条件に矛盾がある場合は、オートデスク補足条件が適用されます。Subscription の購入時に、または Subscription に関連する通信でお客様により要求された条件で、ここに記載された条件と矛盾する条件は、オートデスク認定の代理人が署名した書面による合意がある場合、またはここでお客様にその旨が通知されている場合を除き、無効であり、効力を有しません。最終の上訴不可能の判決で、ここに記載された条件のいずれかの規定が執行不能であると管轄裁判所が判断する場合は、当該の規定は両当事者が提示する意図に沿って可能な限り執行されるものとし、ここに記載された条件の残りの規定は引き続き完全に効力を有するものとします。

**8.6 通知** オートデスクからの通知は、書面によって、郵便、電子メール、Autodesk Subscription センター 上への掲示、またはオートデスクが妥当と認めるその他の方法によって行われます。お客様からの通知は、書面によって、郵送または電子メールで送付されるものとします。オートデスクからお客様への通知は、1) 電子メールによる通知の場合、お客様のカスタマー・インフォメーション・フォームまたはお客様がオートデスクに提出したその他の正式文書に記載された電子メールのアドレスに送信されたとき、2) 郵便による通知の場合、お客様のカスタマー・インフォメーション・フォームまたはお客様がオートデスクに提出したその他の正式文書に記載された住所に普通郵便で送付してから 5 日後、3) Autodesk Subscription センター 上での掲示またはオートデスクが妥当と認めるその他の方法による場合は、Autodesk Subscription センター 上での掲示またはオートデスクが妥当と認めるその他の方法で通知が行われてから 10 日後に効力が発生するものとします。お客様からオートデスクへの通知は、電子メールで以下のアドレスに送信（およびオートデスクが受信）されたとき有効となります。送信先は、お客様が北アメリカで Subscription を購入した場合は [subscription-team@autodesk.com](mailto:subscription-team@autodesk.com)、ラテンアメリカで購入した場合は [la.abc@autodesk.com](mailto:la.abc@autodesk.com)、ヨーロッパ、アフリカまたは中東で購入した場合は [EMEAsubscriptions@autodesk.com](mailto:EMEAsubscriptions@autodesk.com)、アジア太平洋地域で購入した場合は [ap.subscriptions@autodesk.com](mailto:ap.subscriptions@autodesk.com)、日本で購入した場合は [jp.subscriptions@autodesk.com](mailto:jp.subscriptions@autodesk.com) となります。お客様からオートデスクへの郵便による通知は、オートデスクが受領したときに有効となります。

**8.7 プライバシー** 本契約に基づき、お客様に対する義務を果たすために、オートデスクのその時々最新のプライバシーポリシーに従い、カスタマー・インフォメーション・フォームにお客様が記載した詳細（または本契約に基づき、お客様が記載したその他の詳細）を、オートデスクが管理および使用することにお客様は同意するものとします（オートデスクが目的を達成するためだけに、EU 圏外のオートデスクの外部業者にかかる詳細を譲渡することも含みます）。オートデスクの現在のプライバシーポリシーは、<http://www.autodesk.co.jp/> で閲覧することができ、またはオートデスク営業所でも入手できます。

**8.8 存続** ここに記載された条件の第 7 条および第 8 条は、Subscription のすべてまたは一部を解除した後も存続します。

**8.9 条件の訂正** オートデスクは、Autodesk Subscription の条件、補足条件または本付属サービスを随時訂正することができ、かかる訂正をお客様に対し通知するものとします。通知は、電子メール、Autodesk Subscription センター上での掲示、またはオートデスクが商業的に妥当と認める方法で行われます。お客様が訂正された条件に同意しない場合は、オートデスクからお客様への通知の日付から 30 日以内に、お客様はオートデスクに対して書面にて通知する必要があります。お客様が同意しない旨をオートデスクに通知する場合、お客様の現在の Subscription は本期間の最終日まで、お客様が最後に同意した条件（同意したとみなされる行為も含む）に従うものとし、かかる日付にお客様の Subscription は終了します。お客様が同意しない旨をオートデスクに通知しない場合、または Subscription の新しい注文または更新を行う場合、お客様のすべての Subscription についてお客様は訂正された条件を受け入れたものとみなされます。上記に関わらず、オートデスクがここに記載された条件、補足条件または本付属サービスを変更する場合は、こうした変更に関する適切な費用（存在する場合）をオートデスクに支払わない限り、お客様は提供される追加の恩恵やサービスを受ける権利はありません。

## 添付書類 A - サポートサービス

### サポートされるソフトウェアプログラム:

オートデスクによる書面の同意がない限り、本サポートはAutodesk Subscription センター (<http://www.autodesk.co.jp/subscriptionlogin>) に記載された適格の本ソフトウェアプログラムのみを対象とするものとし、その他のソフトウェアプログラム、NFR バージョン、体験版、評価版または教育機関限定版・学生版は対象となりません。

### すべてのサポートレベルに適用される一般条項

(a) オートデスクは、(a) 本ソフトウェアのインストール(ライセンス管理ツールのインストールを含む)、設定およびトラブルシューティング、および (b) LISP や VBA などのコンパイルされていないマクロ言語を使用した本ソフトウェアのカスタマイズ(マクロ言語のコマンドと機能がマニュアルどおりに動作しない場合に限り)から発生するユーザからのリクエストを受け付けて応答します。オートデスクは、スクリプティングやプログラミングに関する問題、または第三者のアプリケーション、周辺機器、ネットワークまたはオペレーティングシステムに関連する問題から発生したユーザのリクエストについては、受け付けまたは応答を行いません。

(b) オートデスクは、ユーザから提出されたすべてのリクエストを、この添付書類に記載された期間内に良心的で専門的な作業態度で解決するための妥当な商業的努力を図ります。ただし、該当する法律が許可する最大範囲まで、オートデスクはリクエストに対して提案された解決に関して保証を行いません。Subscription に基づいてオートデスクが提供するすべての本サポートは、ここに記載された条件の第 7 条の条件に従うものとします。

### Silver サポート(Web サポート)に適用される追加条項

#### オートデスク:

- (1) 営業日のオートデスクの現地営業時間中にユーザを介してサポートを提供します。
- (2) ユーザが適切に提出した要求に対し、リクエストが提出された日時から 2 営業時間以内に Autodesk Subscription センターに回答をポストすることによって応答し、またリクエストに対する回答がポストされたことを電子メールでユーザに通知します。オートデスクのサポートスタッフは、特定の問題に関する解決を図るために、電子メールまたは電話でユーザに連絡する場合があります。この応答は以下のいずれかです。(a) 問題の解決方法の指示、(b) オートデスクが適切な処理を決定するために必要とする、より詳細な情報または確認の要求、(c) オートデスクの判断により広範な調査または上申が必要とみなされる場合は、より詳細な情報、解決方法または回避方法をユーザに提供するために必要な時間の予測の通知。

#### ユーザ:

- (1) お客様がメキシコ、中央アメリカまたは南アメリカで Subscription を購入した場合は、英語でリクエストを提出する必要があります。
- (2) お客様がアメリカ合衆国またはカナダで Subscription を購入した場合は、英語またはフランス語でリクエストを提出する必要があります。
- (3) お客様がヨーロッパ、中東またはアフリカで Subscription を購入した場合は、英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語またはスペイン語でリクエストを提出する必要があります。
- (4) アジア太平洋地域で Subscription を購入した場合は、英語、日本語、繁体字中国語または韓国語でリクエストを提出する必要があります。
- (5) 本サポートリクエスト(「リクエスト」という)を提出することができますが、すべてのリクエストは、本サポートが対象とする本ソフトウェアプログラムのお客様による使用のみに関連するものでなければなりません。
- (6) すべてのリクエストは、Autodesk Subscription センターに記載された指示と手順に従って、Autodesk Subscription センター から提出する必要があります。

添付書類 B - 本付属サービス

1. **e-Learning:**オートデスクが随時提供するオートデスクの e-Learning モジュール(自分のペースで学習することができます)にSubscription センター(<http://www.autodesk.co.jp/subscriptionlogin>)からアクセスすることができます。

Autodesk Subscription に基づいてオートデスクが随時提供する本付属サービスの詳細は、Autodesk Subscription センター(<http://www.autodesk.co.jp/subscriptionlogin>)で参照することができます。

### e-Learning のための本付属サービスの説明

Autodesk® e-Learning は、Autodesk Subscription Program を介して提供されるオートデスク製品の一部に対し、自分のペースで進められる簡潔なレッスンを提供します。すべてのレッスンは、重要なアプリケーション機能と業界の慣習についてのトレーニングのニーズを満たすため、各業界の専門家によって選択されています。

e-Learning レッソンは、インターネットを介してAutodesk Subscription センター（<http://www.autodesk.co.jp/subscriptionlogin>）からいつでもアクセスできます。これらは、ユーザがそのスキルを開発し、生産性を高めるための便利な手段となります。オートデスクの e-Learning は、ユーザの知識をインタラクティブに刺激し、強化するように設計されています。

多くのレッスンには、ユーザ自身がレッスンの前後に自分のスキルを評価する機能が含まれています。こうした評価結果に基づき、ユーザは自分の知識やスキルの足りない部分を確認できるので、学習ポイントを絞り込み、時間を省くことができます。

ユーザは、Autodesk Subscription センター から e-Learning にアクセスします（ユーザとは、本サポートの責任者としてお客様が指定した個人です）。購入したオートデスク製品によって、ユーザは、利用可能な e-Learning レッソンのカタログの 1 つ以上にアクセスできます。カタログには、オートデスクの本ソフトウェアプログラムおよび本リリースに基づいた、1 つ以上の e-Learning レッソンが含まれます。お客様の Subscription に関連する最新のカタログは、Autodesk Subscription センター（<http://www.autodesk.co.jp/subscriptionlogin>）で参照することができます。カタログに特に指定がない限り、すべてのレッスンは英語です。レッスンは別の言語で使用可能である場合、内容が異なる可能性があります。オートデスクは、随時、既存のカタログに新しいレッスンを追加したり、新しい本リリースのためのカタログを追加したりすることがあります。これによって、ユーザは継続的にスキルの向上を図ることができます。

一部の e-Learning レッソンへのアクセスと使用には、追加のソフトウェアが必要になる場合があります。こうしたソフトウェアは、該当する使用条件に基づき、Web サイトからダウンロードする形でオートデスクがお客様に提供する場合があります。

e-Learning レッソンをコピーしたり、他人に使用させたりすることはできません。e-Learning レッソンは個人的な使用のみに限られます。e-Learning レッソンに関する権利と著作権は、オートデスクに帰属します。オートデスクに無断で、複製、複写または転載等することは禁じられています。